

瀬戸塩草土地区画整理地区内
町名・地番の変更に伴う各種手続きのお知らせ
(瀬戸市)

瀬戸塩草土地区画整理事業の換地処分に伴い町名・地番を変更するため、住所・本籍の表示が変わりました。新しい住所・本籍は、同封の「住所変更通知」または「本籍変更通知」に記載されています。お手数ですが、各種手続きが必要となるものがありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

- ◎ 変更年月日
令和5年9月16日(土)

- ◎ 住所・本籍の変更通知について
同封の「住所変更通知」または「本籍変更通知」は、住所や本籍が変更となった証明となっており、様々な手続きに必要となりますので、大切に保管してください。
※ 手続きによっては使用できない場合があります。

- ◎ 住民票の写し等について
「世帯全員記載の住民票の写し」を3通同封しています。住所変更等の手続きの際、提出が必要な場合はご利用ください。
また、同封の証明書以外の各種証明書を無料交付します。詳しくは8ページ「※1 町名・地番の変更による住民票の写し等の交付及び手数料の免除について」をご覧ください。

- ◎ このお知らせでご案内する手続きの他にも勤務先・学校・銀行口座・公共料金等で住所変更の届出が必要なものは、所定の手続きをお願いします。

1 ご自身で住所変更の手続きを行う必要がないもの（市役所・法務局などが変更するもの）

・市役所が変更する主な台帳類

| 対 象 | 変更内容 | 担当課・係 |
|----------------------|---------------------------|-----------------------|
| 住民基本台帳 | 住所・本籍 | 市民課 市民係 TEL 88-2591 |
| 印鑑登録原票 | 住所 | |
| 戸籍 | 本籍 | 市民課 戸籍係 TEL 88-2592 |
| 戸籍の附票 | 住所・本籍 | 市民課 市民係 TEL 88-2591 |
| 選挙人名簿 | 住所 | 行政課 事務管理係 TEL 88-2525 |
| 固定資産税課税台帳 （土地・家屋） | 所在地 | 税務課 土地係 TEL 88-2576 |
| | ※評価証明書等は令和6年度から変更 します。 | 家屋償却係 TEL 88-2575 |

市役所で管理しているその他の台帳等の住所・所在地も変更されます。

・市役所が改めて作成してお送りするもの（随時お送りします。）

| 対 象 | 該当する方 | 担当課・係 | |
|-------------------------|--------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 介護保険被保険者証 | 左記の被保険者証をお持ちの方 | 高齢者福祉課 介護保険料係 TEL 88-2621 | |
| | 町名・地番の変更前に認定申請された方 | 高齢者福祉課 介護認定給付係 TEL 88-2620 | |
| 介護保険負担割合証 | 左記の割合証をお持ちの方 | | |
| 介護保険負担限度額認定証 | 左記の認定証をお持ちの方 | | |
| 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 | 左記の確認証をお持ちの方 | | |
| 子ども医療受給者証 | 左記の受給者証をお持ちの方 | 国保年金課 医療福祉係 TEL 88-2643 | |
| 障害者医療費受給者証 | | | |
| 母子家庭等医療費受給者証 | | | |
| 後期高齢者医療被保険者証 | 左記の被保険者証をお持ちの方 | | |
| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | 左記の認定証をお持ちの方 | | |
| 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 | 左記の受療証をお持ちの方 | | |
| 後期高齢者医療福祉医療費受給者証 | 左記の受給者証をお持ちの方 | | |
| 国民健康保険被保険者証 | 左記の被保険者証をお持ちの方 | | 国保年金課 給付係 TEL 88-2640 |
| 国民健康保険高齢受給者証 | 左記の受給者証をお持ちの方 | | |
| 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | 左記の認定証をお持ちの方 | | |
| 国民健康保険特定疾病療養受療証 | 左記の受療証をお持ちの方 | | |
| 国民健康保険限度額適用認定証 | 左記の認定証をお持ちの方 | | |

・法務局が変更するもの

| 対 象 | 変更部分 | 変更事項 |
|-----------|------|---------------|
| 土地・建物の登記簿 | 表題部 | 所在地番・地積・家屋番号等 |

権利部の権利者（所有者等）の住所変更についてはご自身で手続きしていただく必要があります。
（詳しくは、9ページ「※2 土地登記簿、建物登記簿の甲区権利者の住所について」をご覧ください。）

2 ご自身で住所変更の手続きを行う必要があるもの

・市役所関係分（手続きは、町名・地番変更実施以降になるべくすみやかに行ってください。）

本人以外の方が手続きをされる場合は、手続きに必要なものが異なることがありますので、事前に各申請・提出先へお問い合わせください。

| 対 象 | 該当する方 | 手続きに必要なもの | 申請・提出先 |
|--|------------------------|---|---------------------------------|
| マイナンバーカード | 左記のカードをお持ちの方 | 別紙案内チラシをご確認ください。 | 市民課 市民係 TEL 88-2591 |
| パスポート | パスポートをお持ちの方 | 変更手続きは不要ですが、パスポートの「所持人記入欄」をご自身で二重線で消して訂正してください。 | |
| 精神障害者医療費受給者証 | 左記の受給者証をお持ちの方 | ・左記の受給者証 | 国保年金課 医療福祉係 TEL 88-2643 |
| 児童扶養手当証書 | 左記の証書をお持ちの方 | ・左記の証書 | こども未来課 こども福祉係 TEL 88-2631 |
| 身体障害者手帳 | 左記の手帳をお持ちの方 | ・左記の手帳 ・印鑑 ・マイナンバーの確認できるもの | 社会福祉課 福祉係 TEL 88-2612 |
| 療育手帳 | | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | | |
| 自立支援医療受給者証 (精神通院) (更生・育成医療) | 左記の受給者証をお持ちの方 | ・左記の受給者証 ・印鑑 ・マイナンバーの確認できるもの | |
| 障害福祉サービス受給者証 | 左記の受給者証をお持ちの方 | ・左記の受給者証 | |
| 障害児通所支援受給者証 | | | |
| 地域生活支援事業受給者証 | | | |
| 各種手当 (特別児童扶養手当) (在宅重度障害者手当) (特別障害者手当) (障害児福祉手当) (経過的福祉手当) | 左記の手当を受けている方 | ・印鑑 ・特別児童扶養手当証書(特別児童扶養手当受給者の方のみ) | |
| 有料道路障害者割引 | 左記の割引制度でETC利用登録をされている方 | ・車検証 ・障害者手帳 | |
| 交通料金助成券 (タクシー利用券) (福祉タクシー利用券) (ガソリン券) | 左記の助成券をお持ちの方 | ・障害者手帳 ・交通料金助成券 | |

| 対 象 | 該当する方 | 手続きに必要なもの | 申請・提出先 |
|---------------------------------|------------------------------------|---|----------------------------|
| 法人の異動申告 (代表者の住所変更は除く) | 本店（主たる事務所）・支店（従たる事務所）の所在地に変更を生じた法人 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人異動申告書 ・法人登記簿の写し | 税務課 市民税係 TEL 88-2580 |
| 原動機付自転車（125cc 以下のオートバイ）の標識交付証明証 | 左記の証明証をお持ちの方 | <ul style="list-style-type: none"> ・左記の証明証 ・住所変更通知 | 税務課 市民税係 TEL 88-2570 |
| 図書館利用カード | 図書館利用カードをお持ちの方 | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用カード ・住所変更通知 | 図書館 TEL 82-2202 |

・市役所以外分

| 対 象 | 該当する方 | 手続きに必要なもの |
|--|--|--|
| 土地・建物等不動産の所有者の表示（住所）変更登記 | 町名地番変更区域内に住所を有し、土地、建物を所有している方 | ・登記申請書 ・住所変更通知 |
| 抵当権などの表示変更登記 | 登記簿（土地・建物）に抵当権、地上権、借地権、仮登記などの権利者として登記している方 | ・印鑑 ・（代理人が行う場合には委任状） |
| 会社などの法人の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）所在地及び代表者等の住所変更登記 | 町名地番変更に伴い、所在地及び住所に変更が生じた法人及び法人の代表者 | ・登記申請書 ・登録印 ・代表者等の住所変更の場合 → 住民票又は住所変更通知 ・本店・支店所在地の変更の場合 → 住所変更通知 |
| 警察が発行する各種許認可証（銃砲刀剣類等所持許可証、古物商許可証、風俗営業許可証、警備業証明書など） | 各種許認可証をお持ちの方 | ・住所変更通知 ・許可証 ・（代理人が行う場合には委任状） |
| 自動車運転免許証 | 自動車運転免許証をお持ちの方 | 10 ページ「※3 自動車運転免許証の記載事項変更手続きの詳細について」をご覧ください。 |
| 各種医療費助成（特定医療費等） | 受給者 | 保健所へお問い合わせください。 |
| 自動車検査証（車検証） 軽自動車届出済証 | 自動車、二輪自動車（125cc 超のオートバイ）等をお持ちの方 | ・自動車車検証 ・住所変更通知 ※ 他に変更事項がある場合は別途手続きが必要です。その際の必要書類についてはご確認いただきますようお願いいたします。 |
| | 軽自動車をお持ちの方 | ・自動車車検証 ・住所変更通知 |
| | 軽二輪（125cc 超 250cc 以下のオートバイ）をお持ちの方 | ・軽自動車届出済証 ・住所変更通知 ※ 他に変更事項がある場合は別途手続きが必要です。その際の必要書類についてはご確認いただきますようお願いいたします。 |
| 国民年金証書 厚生年金証書 | 日本年金機構にマイナンバー登録されていない方（住民票住所でない居所を日本年金機構に登録されている方等 ※ 大半の方が登録済で手続き不要です） | 日本年金機構瀬戸年金事務所にお問い合わせください。 |

上記の他にも勤務先・学校・銀行口座・保険証・公共料金等で住所変更の届出が必要なものは、

| | 手続きの期限 | 申請・提出先 |
|--|--|---|
| | 届出期限はありません。 必要なときに申請してください。 詳細は、最寄りの法務局でお尋ねください。 ※ 9ページ「※2土地登記簿、建物登記簿の甲区 権利者の住所について」もご覧ください。 | 土地、建物の所在地を管轄する法務局 (名古屋法務局春日井支局 TEL 0568-81-3210) ※区画整理登記完了後に申請してください。 |
| | 変更があった日から2週間以内 | 本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局 (名古屋法務局法人登記部門 TEL 052-952-8111) |
| | すみやかに変更の手続きをしてください。 | 所在地を管轄する警察署 (瀬戸警察署 生活安全課 TEL 82-0110) |
| | すみやかに変更の手続きをしてください。 | 平針運転免許試験場もしくは県下最寄りの警察署交 通課免許係 (瀬戸警察署 交通課 免許係 TEL 82-0110) |
| | 保健所へお問い合わせください。 | 瀬戸保健所 TEL 82-2196 |
| | すみやかに変更の手続きをしてください。 | 中部運輸局愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2048 ※音声 flowed たら「037」をプッシュしてください。 受付時間 月から金曜日(祝日除く) 8時45分~11時45分/13時~16時 |
| | 必要な時に申請をしてください。 | 軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所 TEL 050-3816-1773 |
| | すみやかに変更の手続きをしてください。 | 中部運輸局愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2048 ※音声 flowed たら「037」をプッシュしてください。 受付時間 月から金曜日(祝日除く) 8時45分~11時45分/13時~16時 |
| | すみやかに変更の手続きを行ってください。 | 日本年金機構瀬戸年金事務所 TEL 83-2412 (音声案内①を選択⇒②を選択) |

所定の手続きをお願いします。

※1 町名・地番の変更による住民票の写し等の交付及び手数料の免除について

運転免許証、各種免許・許可証、金融機関、土地・家屋の登記の名義人等の変更手続きのために、町名地番履歴が記載された住民票の写し等が必要な場合には手数料を免除して交付します。必要な場合には下記のとおりご申請ください。

(1) 免除対象となる証明書

住民票の写し、同記載事項証明書、戸籍の附票、戸籍謄本（抄本）

(2) 免除対象者

町名・地番変更区域内に住所・本籍を有する方
（代理人が申請する場合は、委任状が必要です。）

(3) 免除期間

令和5年9月16日（土）から令和6年9月15日（日）まで

(4) 申請方法

- ① 窓口申請：市民課（北庁舎1階）、水野支所、幡山支所、品野支所、市民サービスセンター（パルティセと・菱野団地）に必要書類をお持ちの上ご来庁ください。
- ② 郵送申請：市民課宛に郵便で必要書類を送付してください。後日、郵便にて住民票等を交付します。

○郵送先 〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市役所市民課市民係

※ 申請いただく際の郵送料は申請者の負担となります。返信用封筒は必要ありません。

(5) 必要書類

- ・ 町名・地番変更による住民票の写し・戸籍等交付申請書（同封の書類）
- ・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等）

※ 郵送申請の場合はコピーを添付してください。

※ 同封の「町名・地番変更による住民票の写し・戸籍等交付申請書」が不足した場合は市民課へお問い合わせください。ホームページからダウンロードも可能です。

○瀬戸市ホームページ

<https://www.city.seto.aichi.jp/docs/2023/08/24/008533724/008533724.html>

【住民票の写し等の交付についてのお問い合わせ先】

瀬戸市役所 市民課 市民係 TEL 88-2591

月～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分



※2 土地登記簿、建物登記簿の甲区権利者の住所について

土地登記簿、建物登記簿の権利部の権利者（所有者等）の住所は、ご自身で変更していただく必要がありますので、名古屋法務局春日井支局に確認の上、申請してください。

※現在、換地処分に伴う区画整理登記のため、令和5年12月末頃まで施行区域の登記は停止されています。停止期間中は、住所変更登記申請はできませんのでご注意ください。

この権利者（所有者等）の住所変更登記申請には、登記申請書、住所変更通知、印鑑、（代理人による申請の場合は委任状）が必要となります。登記申請書は瀬戸市のホームページからダウンロードできます。なお、登録免許税は、今回の町名地番変更を理由とする場合のみ免除されます。

○瀬戸市ホームページ：<https://www.city.seto.aichi.jp/docs/2023/07/09/0085273/0085273.html>



【注意事項】

- ・ 文字は、インク、黒色ボールペン等ではっきりとご記載ください。鉛筆は使用できません。
- ・ 直筆での申請の場合には押印は必要ありません。
- ・ 申請書に添付した書類（原本）の返還を希望する場合は、原本にその写し（コピー）を添えて請求してください。なお、写しの末尾には、申請人または代理人において『原本と相違ない』旨を記載し、署名してください。

【土地登記簿等に関するお問い合わせ先】

名古屋法務局春日井支局 TEL 0568-81-3210

※3 自動車運転免許証の記載事項変更手続きの詳細について

運転免許証の住所・本籍は、ご自身で変更していただく必要がありますので、県下の警察署または運転免許試験場に申請してください。

(1) 申請先

| | | |
|---------|--------------|----------------------------|
| 県下の警察署 | 月～金曜日（祝日を除く） | 午前8時45分～午後5時 |
| 運転免許試験場 | 月～金曜日（祝日を除く） | 午前8時45分～午後5時30分 |
| | 日曜日 | 午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時15分 |

(2) 必要書類

- ① 自動車運転免許証
- ② 住所変更通知
- ③ 本籍変更通知（町名地番変更実施によって本籍が変更された方のみ）

(3) 注意事項

- ① 外国籍の方は外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書（新住所に変更のもの）のいずれかの書類をお持ちください。
- ② 県外から転入されて自動車運転免許証の記載変更手続きがされていない方で住所・本籍を変更される方、その他自動車運転免許証記載事項変更手続きに関してご不明な方は瀬戸警察署交通課までお問い合わせください。

【自動車運転免許証についてのお問い合わせ先】

瀬戸警察署 交通課 免許係 TEL 82-0110（内線417）
月～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時30分

マイナンバーカードに関するお手続きのご案内

区画整理による地番変更に伴い、マイナンバーカードをお持ちの方は次の手続きが必要となります。
(マイナンバーカードをお持ちでない方は必要ありません)

1 マイナンバーカードに新しい住所を記載する手続き(券面記載事項変更)

手続きには、数字4桁の暗証番号(住民基本台帳用暗証番号)が必要です。

2 カード内に登録されている旧住所の電子情報を更新する手続き(署名用電子証明書更新)

手続きには、数字4桁の暗証番号(住民基本台帳用暗証番号)と英数字混在の6~16文字のパスワードが必要です。
☆署名用電子証明書とは、行政手続きをオンラインで行うために必要な電子情報です。

(使用例:確定申告の電子手続き(e-tax)、転入転出の電子手続き等)

※マイナンバーカードを作成する際、搭載不要と申し出があった場合、また申請時15歳未満だった場合は、署名用電子証明書が搭載されていないため手続きの必要はありません。

上記の手続きを行う際は、本人がマイナンバーカードを持って、瀬戸市役所1階市民課までお越しください(支所・サービスセンターは受付不可)。本人の来庁が難しく、代理人が手続きを行う場合は、下の表を参考にしてください。

◎代理人がマイナンバーカードに関する手続きを行う場合

| 手続き名 | 1 カードへの新住所の記載 (券面記載事項変更) | 2 カード内の電子情報の更新 (署名用電子証明書更新) |
|-------------------------|---|--------------------------------|
| 本人以外に手続きができる人 | 同じ世帯の方、法定代理人※1 上記以外の方が代理で手続きを行う場合、委任状※2 が必要です。 | 法定代理人※1 |
| 必要なマイナンバーカードの暗証番号/パスワード | 数字4桁(住民基本台帳用) 暗証番号を忘れてしまった場合、初期化の手続きが必要です。本人以外が手続きを行うには委任状※2 が必要です(法定代理人※1の場合、委任状※2 は不要ですが、未成年の子以外の同一世帯の方の代理手続きは委任状が必要です)。 | 数字4桁(住民基本台帳用)、 英数字混在の6~16文字 |
| 必要な持ち物 | 本人のマイナンバーカード、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、委任状※2(該当する方のみ) | |

※1 法定代理人・・・成年後見人、または18歳未満の方の親のことを指します。親が別世帯で戸籍が瀬戸市以外にある場合、戸籍謄本など親権確認の書類が必要です。

※2 委任状・・・裏面をご覧ください。

平日の開庁時間にご来庁いただくことが難しい方向けに、夜間休日窓口を設けます。
右記 QR コード を読み取り、予約サイトにて事前に予約をした上でご来庁ください。
予約サイトをみられない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
こちらの予約サイトは令和6年3月31日(日)まで使用可能です。それ以降はお電話にてご予約を承ります。



お問い合わせ先

瀬戸市役所市民課市民係

mail shimin@city.seto.lg.jp

TEL 0561-88-2881

区画整理に伴うマイナンバーカード代理手続きに関する委任状

本委任状は、令和5年9月16日に公告された瀬戸塩草土地区画整理事業に伴うマイナンバーカードに関する手続き以外には使用できません。また有効期限は令和6年3月31日です。本委任状が複数枚必要の場合は、この用紙をご自身でコピーをするか、瀬戸市役所市民課(0561-88-2881)までご連絡ください。

マイナンバーカードに関する手続きは原則本人に行っていただきますが、本人の来庁が難しい場合、代理人に委任することが可能です。代理手続きをご希望の場合は、ご自身で以下の委任状を記載し、封筒に入れて封かんをした上で代理人にお渡しください(封筒はご自身でご準備ください)。18歳未満の方は、法定代理人が手続きを行えます。手続きに本委任状は必要ありませんが、法定代理人であることを証明する書類が必要です。(戸籍証明書等、親子関係が記載された書類 ※同一世帯員で住民票の続柄から関係性がわかる場合や、本籍が瀬戸市にある場合は不要)

○代理手続きに必要な持ち物

- 1.本委任状(すべての項目を申請者が記載したもの)
- 2.申請者のマイナンバーカード
- 3.代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

委任状

瀬戸市長 宛

令和 年 月 日

申請者の住所 _____

申請者の氏名 _____

わたしは下記の者を代理人として、マイナンバーカードに関する券面変更手続き、電子証明書の発行・更新手続きに関する権限を委任します。下欄に記載した暗証番号が誤っていた場合、暗証番号の再設定もあわせて希望します。

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

マイナンバーカードのパスワード及び暗証番号

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① 署名用電子証明書(英数字6~16文字) ※記入した文字の上の『数・英』を○で囲んでください | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 | 数・英 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 利用者証明用電子証明書 (数字4桁) | | | | | | | | | | すべて同じ 番号でも可 | | | | | |
| ③ 住民基本台帳用 (数字4桁) | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ 券面事項入力補助 (数字4桁) | | | | | | | | | | | | | | | |

③・④は必須です。①・②は、更新・発行を希望される場合は記入ください。
既に①が搭載されている場合は、今回の住所変更に伴い失効するため、更新が必要です。